

議案第 6 0 号

加西市防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

加西市防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり
制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

加西市長 高 橋 晴 彦

加西市防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

加西市防災センターの設置及び管理に関する条例（平成 10 年加西市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 市民の防災に関する教育、訓練等を実施し地域社会における自主防災組織の育成強化と住民の安全で豊かな生活の向上を図るとともに、災害発生時の応急活動の拠点とするため加西市防災センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 センターの名称及び位置は、次表のとおりとする。

名称	位置
加西市防災センター	加西市北条町横尾 1000 番地
加西市第 2 防災センター	加西市北条町東高室 993 番地の 1

附 則

この条例は、令和 8 年 11 月 24 日から施行する。

(審議資料)

市役所第2付属棟に災害発生時の応急活動の拠点として新たに防災センターを設置するため、所要の改正を行うもの。

【概 要】

名称及び位置

名称	位置
加西市防災センター	加西市北条町横尾 1000 番地
加西市第2防災センター	加西市北条町東高室 993 番地の1